

平成23年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成23年12月16日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第40号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第42号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定について
日程第5 議案第43号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
日程第6 議案第44号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
日程第7 議案第45号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について
日程第8 議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について
日程第9 議案第47号 市道路線の認定について
日程第10 議案第48号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
日程第11 議案第49号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎

健康福祉部長 浅野 明

産業建設部長 坂井 嘉徳

林政部長兼
根尾総合支所長 奈良村 竜生

上下水道部長 杉山 尊司

教育委員会
事務局長 川村 登志幸

会計管理者 古田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 石川 博光

議会書記 安藤 正和

議会書記 五井 淳人

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 臼井悦子君と6番 高田文一君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

日程第2、諸般の報告を行います。

最初に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

○3番（黒田芳弘君）

議長、ちょっと済みません、いいですか。大変申しわけない。不注意でですね、携帯電話を持ち込んでしまいましたので、皆様におわび申し上げます。

〔「そんなんええぞ。前にも持ってきとったやつおるで」と呼ぶ者あり〕

携帯電話、ちょっと置きに行きますので、退出。

○議長（遠山利美君）

まあいいがな。マナー、マナーにしとけばいい。

〔「あかん。規則は規則」と呼ぶ者あり〕

〔「そんなもの前なんかだんまりでピーピー鳴っとるやつおるじゃない」と呼ぶ者あり〕

○3番（黒田芳弘君）

それがおれやで。

〔「そうか、ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

最初に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

11番 村瀬明義君。

○11番（村瀬明義君）

平成23年第4回もとす広域連合議会臨時会が、12月1日、1日の会期で開催されましたので報告をいたします。

今臨時会に提出された議案は、条例の一部改正について1件、補正予算案1件の議案が、広域連合長より提出されました。

提出された議案について、それぞれ説明をします。

もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、平成23年度の人事院勧告にかんがみ、もとす広域連合職員の給料月額の設定及び平成18年度からの給料月額における特例措置の廃止等の必要があるため、所要の改正を行うものでした。

次に、補正予算案件については、幼児療育センター職員の中途退職により嘱託員補充をしたことから、人件費等の組み替えによるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告いたします。

12月12日午後1時30分から、本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件1件の審査・協議をいたしました。

初めに、総務部関係の協議案件、議案第48号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部に属する補正予算についての協議では、土砂災害危険区域の指定による自治会説明についての質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第40号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第48号について審査・協議をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（遠山利美君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

産業建設委員会の報告をいたします。

12月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室におきまして、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査、協議案件1件について慎重に審議をいたしました。

初めに、市道路線の認定箇所、うすずみ温泉と金原・鍋原の浄化センター等について現地視察を行いました。

引き続き、午後1時30分から、会議を再開し、産業建設部関係の協議案件、議案第42号 本巢市織部の里もとの指定管理者の指定について、議案第43号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について、議案第44号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について、議案第45号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について、議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について、議案第47号 市道路線の認定について、以上6件の付託案件と議案第48号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設部、林政部に属する補正予算についてを協議いたしました。

付託案件の質疑は、議案第42号については、施設の修理修繕について、施設の使用料について、議案第43号については、法人としての経営方針について、議案第44号については、NEOキャンピングパークの運営状況について、議案第45号については、瑞穂市の研修施設について、議案第46号については、今後の修繕計画について、森林環境税について等々の質疑がありました。

議案第47号について、議案第48号の協議については、それぞれの質疑がなく、終了いたしております。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ちょっと動議をいたします。

先ほど全員協議会でいろいろ、るる、皆様の意見があったり、話があったり、説明があったりしたわけですけど、少なくとも我々議員としては、遅刻にしろ、早退にしろ、いろんなことについてすべて書面でもって届けをして、議長のお許しをいただく。そのようなこともあり、今回のことにおいては、発議を出されて取り下げられたということですけど、やっぱり書面でもって提出されて、議運に諮られて決定していくべきであると。

その過程において、本人の謝罪とかがないということもありますし、このようなことで議長は当然嚴重注意をされるべきかなと思っておりましたけど、そういうこともないということで、このことについてはやっぱり懲罰に当たるんじゃない、どこかで協議しなきゃならんということ为先ほど別のことで、別の場所で、そういう話し合いをすべきという話もありましたけど、そのようなことで、これは懲罰に当たるのではないかということを今思います。それによって、動議ということで、懲罰動議ということで、動議をいたします。

○議長（遠山利美君）

賛成の方みえますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

ここで暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午後 2 時52分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど提出されました大西徳三郎君ほか4人から提案されました懲罰動議について御報告します。会議規則154条の規定に基づき、懲罰動議は文書をもって議長に提出する必要がありますが、提出されました文書は、その要件を満たしておりませんでした。

したがって、大西徳三郎君ほか4人から提案されました動議は不成立と決定しました。

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今、議長の説明で、書類の不備ということでありますけど、どのような内容か、ちょっと教えてください。

○議長（遠山利美君）

先ほど休憩中にもお話ししましたとおり、複数の懲罰動議ということはやっぱりあり得ないことで、出していただくなら、個人一人一人の懲罰動議ということなら、これは受け入れをしないけれども、複数ではだめです。

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

もう一回お聞きしますけど、我々自治法とか会議規則等いろんなことを読んで勉強しとるわけですけど、そういう事例が載ってないわけですけど、そのようなことで、複数はだめということ、今、議長言われましたけど、そのようなことがあるのでしょうか。我々にはわからないことがあるということなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（遠山利美君）

事例ですか。

○16番（大西徳三郎君）

はい、事例、はい。

○議長（遠山利美君）

実例でございますけども、昭和27年9月15日にそういうことがありまして、いわゆる複数の議員の懲罰において、懲罰の理由が同一である場合、これら議員懲罰に関し、一括審議して、複数議員を採決に加えないという審議採決のほうは差し支えないかということでございます。これはできないというような実例がございます。

先ほど申し上げたように、出していただく場合は、一人一人について動議をお願いしたいということでございますので、よろしくお願ひします。

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

ちょっとお伺いをするんですが、複数の議員を対象にした懲罰の今、提出されたものがルールに反するよというようなことでしたけれども、議会事務局長にちょっとお聞きをするんですが、そのようなことが地方自治法、もしくはいろんなものにおいて、だめだということがどっかに記載されてるんですか。

○議会事務局長（石川博光君）

お答えをいたします。

自治法の中ではそうした明文化された規定は載っておりません。先ほどもちょっと説明をしておりますけれども、条文としてはありませんけれども、その条文の解釈の中で、実例という形で、国のほうで判断された結果が先ほど議長が申したこととなっております。以上です。

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、事務局長さんの話の中で、国のほうでそう定めたというふうに聞こえましたが、ここは間違いないんですか。

○議長（遠山利美君）

局長。

○議会事務局長（石川博光郎君）

定めたということではなしに、判断をしておるということです。

○2番（鏝本規之君）

その判断がどういうことかということ。

○議会事務局長（石川博光君）

議長が先ほど説明した内容でございます。

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

早い話が、実例が基本的にはないですよ。そういう複数で出たことはあるけれども、そのことが結果としてはルールとして、先ほどの説明の中で、昭和27年だったかな、あのときのことも、正直なこと言って私も前に勉強したことがありますのでわかってはおるんですが、あれ多分、議員の数が十六、七名の小さな市だったと思うんですよね。その中で、半数近い人の懲罰動議が出たというところが実例になってるんですね。それ以後のものにおいては、そんなものは余りないんですね。

だから、その昭和二十何年のものを、一つの例として国が定めているということもおかしなことでもあるし、私の弁護士、顧問弁護士にもいろいろ聞いたことがあるんですが、法に定めてないものは、逆に言えばやってもいいということなんですね。やってはいけないと書いてあることはやっ

てはいけないけれども、やっていけないということがうたっていないものは、複数であろうと何であろうと、よしということなんです。ですから、さっきの議長の説明だと、少しおかしいかなと思っておりますので再度説明を求めます。

○議長（遠山利美君）

それは見解の相違でございます。先ほど私が申し上げたとおりでございます。再三こちらもお願いして、個人でお願いしたいことございましたけども、そういうのはできないことございますので、そういうことでよろしく申し上げます。

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

確認だけしときたいんですが、先ほどの議長の説明では、先ほど8人ですか、あの事例を述べられて、こんな事例があったので、それに基づいて今回のものは受け付けないという判断をするという説明はよくわかったんですが、もし、今はたまたま8人の事例を説明されました。これから2人とか3人とか5人の判例がもし出てきた場合には、だれがどのように責任をとるのか、確認だけしときたいと思います。

○議長（遠山利美君）

そういう仮定の話は私、今、答えるわけいきませんが、またそれはそのときで判断をしたいと思いますと思っております。

○2番（鰐本規之君）

仮定じゃないぞ、結果としてどうかということ。

○議長（遠山利美君）

もう最後よ。

○2番（鰐本規之君）

最後じゃありません。一つ一つのものに対して聞く。いいですか。

[発言する者あり]

今の中で仮定の話はできないと言うけれども、今、ここで判断をすると、それが仮定じゃなくなるんですね、議長。結果としてそれが残って、そしてこれからの、今、事務局長さんたちが説明してるそういうものに、本巢市の議会の云々、何年何月何日というのがずっと載ってくと思うんですよ。私も議会事務局の、東京のほうのそういうことを書いておられる人といろいろ話をして、今でもすぐにできるんですけども、それがずっと載ってくんですね、実例として。

だから、仮説の話じゃない、今、現実に5人というものが出てるんですよ。その判断を遠山議長がどういう判断をするかということは、これはもう昭和27年のやつが載っとるぐらいですから、また後世までずっと残ってくということなんです。ですから、きちんとしたものをお願いをしたいと言ってるんです。

○議長（遠山利美君）

私は先ほど申し上げたとおりでございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

日程第3 議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第40号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第40号については。

○2番（鰐本規之君）

ちょっと議長、議長、私はこのようなあれにちょっと納得ができませんので、もう審議もどうもへチマもできませんので、私は。こういう議会はいけませんよ。きちんとしたルールの中で物事をなしていつてもらわなければ、とてもじゃないけども審議に応じられませんので、申しわけないけど退席しますわ。

〔「議長、今のは発言許可してないでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔「してないでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○議長（遠山利美君）

総務委員会、議案第40号については、総務企画委員会に付託してありましたので、

〔「議長、2番 鰐本規之、発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

静かにしなさい。

〔「静粛に」と呼ぶ者あり〕

静かに。

〔「静かにしてください」と呼ぶ者あり〕

委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

〔「議長、申しわけない、腹が痛いのだ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、許可しますか」と呼ぶ者あり〕

しないよ。

〔「前にも出ていった人おるな」と呼ぶ者あり〕

〔「許可してないよね」と呼ぶ者あり〕

〔「してない、してない」と呼ぶ者あり〕

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

議案第40号 本巣市基金条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細な説明を受け、質疑に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第40号 本巢市基金条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号から日程第8 議案第46号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第4、議案第42号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についてから日程第8、議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

議案第42号から議案第46号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

では、議案第42号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についての審査の経過と結果について報告をいたします。

施設の修理修繕に市費を投入している。本来財団が負担すべきでないかという質問に対し、当施設は市の公有財産であることから、施設・備品の修理修繕は、おおむね市で対応し、単年度に偏ることなく計画的に進めているとの回答がありました。

次に、農産物の生産者がだれでも利用できるシステムになっていないため、不公平感がある。施設の使用料については、どのようになっているのかとの質問に対しては、確かに、農産物の出店者の地理的制約があることは承知はしているが、委託している財団法人の出荷契約に関する内規の中で対処をしているという説明であります。農産物の出店者は手数料を品目ごとに納めている旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

続けて。続けて次の報告して。

○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

一括上程でありますので、続けさせていただきます。

議案第43号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についての審査の経過と結果について報告いたします。

職員の待遇を考えたときに、法人としての意気込みを感じることができない状況にあると思うがとの質問に対し、地元の特産品づくりが出発であり、その特産品の販路確立を目的としていた。この4月から、販売経験のある職員を現場責任者として採用し、新たな販路の拡大に努めている旨の回答がありました。

筆頭株主として、経営権・人事権を十分に発揮してほしい旨の要望意見も出されました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

この施設については、安定的な経営状況にあり評価するが、今後他の地区に発展させる計画はないかとの質問に対し、学校教育にも使える施設整備を行っているが、他地区への拡大は考えていないという旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第45号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

瑞穂市研修施設の出資額・管理料・使用料についての質問がありましたが、調査の上、報告することになっています。

ほかには、もてなしの本質に向けた経営の改善をお願いしたい。陶芸工房、パン工房施設については、集客数が少ないため、改修も視野に置いた議論を進め、指定管理者が経営能力を発揮できる環境整備を考えるという必要があるのではないかという要望意見がございました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

今後、施設の修繕計画はあるかとの質問に対し、計画をしていない旨の回答がありました。

本県が来年度から導入を考えている森林環境税について、それを財源とした森林整備を考えることが大切と思うが、本巢市の市域の86%を占める山林に対する整備計画はあるのかとの問いに対し、森林組合を含む林業事業体と調整を図り、次年度には、その計画を示せるように検討したい旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は17名であります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第42号 本巣市織部の里もとすの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第45号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号 本巣市根尾林業センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第9、議案第47号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第47号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

○産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

では、議案第47号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

現場確認をいたしまして、審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第48号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

1点、お伺いします。

今回、300万円の増額補正が提案されてます住宅リフォームの助成金について市長にお尋ねしたいんですが、この議案には私、今回も注視しておりまして、全協でもお聞きしましたし、また一般質問でも質問がありましたので聞いておりましたが、僕が思ってることがよくはっきりしなかったもので、また産建のほうにもこのことを聞きたかったので傍聴にも伺いましたが、何の意見や質問もなく終わってしまったわけでありまして、まだ私の中でこのことが解決していないので、もう一度お聞きをいたしますが。

これにつきましては、皆さん御承知のとおり6月の補正予算で500万円が計上されまして、足らなくなったので今回300万円を追加するとしておりますが、大変好評を得てるようで、このことについてはいいことだと思いますが、一体この予算の天井はどれだけなのかがよくわかりません。今後足らなくなったらまた3月に増額するののかということもありますし、こうなりますともうやっぱり予算と呼べるものではなくてしまうのではないかということをお慮るわけでございますが。

一般質問の答弁でも25年度からは未定であると。この申請とか、その状況を勘案しながらということでは答えておりましたが、24年度は当面続けたいと言っておられました。

公平性の面から考えますと、今回追加すると、申請がある限りは新年度にわたっても上限なしでなければならないことになってしまうわけでありまして、やはり予算というものは枠があってその予算というものであると思いますし、今回のような予算措置をされるのであれば、初めからもっと大きな予算枠を組んで予算やっていくべきではないかと思えます。

また、他の類似したこのような助成事業との整合性との観点からも、そのほうが正しいのではないかと思います。来年度については、今のこの申請の状況ですとか、また来年度につきましてはこの住宅リフォーム助成事業のPRもだんだんと広がってくると思いますので、そこら辺を十分に勘案をされて、やはり少しもうちょっと大きな枠を設けて予算措置をされるべきだと思えますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、住宅リフォームの補助金につきましてお答えを申し上げます。

一般質問で御質問ございまして、そのときにもお答えを申し上げましたけども、今年度、年度途中に今回補正予算として計上させていただいたということで、年度の大体半分ぐらいということで500万円ほど設定をさせていただきました。しかし、大変好評ということでございまして、この500万円の枠をオーバーしそうだということで、今回300万円の予算を上げさせていただいております。

基本的には、新年度は、今年度500万円ということでしたので、新年度的には1,000万円程度の予算を組みながら執行をしたいなというふうに思っております。ただ、そのときに、確かに議員のおっしゃるように、枠の問題もいろいろございますけども、これはやっぱり、何ていうんですかね、景気対策等々も兼ねてやっておる部分もございまして、やはり要望があればその時点で、その要望がどこら辺までお答えできるかということはまた予算に反映させていただければ、また議会にも御相談させていただきながら執行させていただきたいというふうに思っております。基本的には新年度もこの今年度の補正の2倍程度の予算を計上しながら、24年度に向けても取り組んでいきたいと思っておりますし、また、それ以降もこの補助金、やっぱり期限というもの、それからいろいろございます。

そういったことから、答弁でも申し上げましたように、25年にはやはり一つの句切りということで、25年度予算に向けては、この23年、24年の結果を踏まえ、そして、その効果等々もまた検証させていただきながら、25年度以降予算化をどうしていくかということも、そのときに考えていきたいというふうに思っております。基本的には23、24は、基本的には今のペースで進めさせていただいて、市民の皆さん方に使っていただいて、また景気対策にも貢献をしていくような事業として取り組んでいきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、来年度につきまして1,000万円ぐらいというような答弁がありました。私は今の状況からすると1,000万円ではとても足らんというふうに思っております。またもう少し大きな枠を設けて、せっかくやるのであれば効果を最大限に引き出させていただくということを要望しておきまして、この質問については終わります。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

中村君。

○10番（中村重光君）

私もこの住宅リフォームの件について市長にお考え方をお聞きしようと、こういう思いできょうここに臨んでおります。

それは、骨子につきましては、黒田議員とそんなに大差ありません。私個人のことを言えば、私

も住宅リフォームの申請をした1人でありまして、昨日、仕上がり等々終わって10万円の補助金がいつ入ってくるか非常に楽しみにしておる1人ではありますが。私、ここの席でも、御提案があったときに、何とかこの皆さんからお預かりしておる税金を有効に使うためには、この住宅リフォームもいいけれども、やるんならもっと低所得者、また身体障がい者等々に限った政策を第1弾としてお打ちになったらどうかと、こういうことで私は反対の議論をさせていただいた記憶もあります。

それで、今、来年度も1,000万円というような予算を組むという計画の御案内でございますけれども、私はやはり市長、この上限をある程度決めないと、多分この住宅リフォームの案そのものがどこかで頓挫するのではないかなという危惧の目を持つとんですよ。それは、私も含めてそうですけれども、そんなに、要するに私の場合はどうしてもやむにやまれない理由があつて住宅リフォームの補助金制度にひっかかりました。

私んところの前も実は今回1,500万円をかけてお隣の方が住宅リフォームされます。ここはお父さんが1人高齢者で病気がちで、息子さん帰ってこられて、住宅をリフォームして、とにかくバリアフリーをしないと、お父さんの介護等々について非常に危険性があると、こういう御説明でした。それで、あんた申請したのって聞いたら、申請の実態は、業者が書類を市からもらってきて、全部業者が書いてくれるそうです。これが実態の一部だというふうに私は認識しとるんですが。

何とか市長さん、来年度、予算額1,000万円ということですけど、私はかなりの需要が出てくると思います。そういう意味で、何とか身体障がい者の皆さんとか低所得者の方々に補助率を上げるようなお考えがないものか、これをお尋ねをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思いますけど、高齢者とか障がい者のバリアフリー化というのは、また別の県等々の補助金もございまして、そういう体制が整ってきておることは一つのことではございます。今はまだ市内の方はそれ以上に、今の障がい者の方、いわゆるいう方々のバリアフリーの事業をやるというのに、そこに市単の上乗せ、今回の住宅リフォームにあわせて上乗せをどうだというお話もございましたけど、今回の補助金の制度は、いわゆる景気対策ということで考えてきたものが大きな要素でもございますので、障がい者等々の支援の拡大というのには、今の県の助成制度等々の兼ね合いの中で一応新年度に向けて検討させていただきたいというふうに思っております。新年度以降、新年度以降と言つては申しわけありませんけども、やはり高齢者、障がい者への対策というのは、これからもいろんな形で、これ今、住宅リフォームだけじゃなくて、いろんな形でもこれからもフォローしていかなければならない時期に来ておるといふふうに私は思つてますし、それが求められているといふふうにも思っております。

そういったことで、これからももっともっと、いわゆるもうちょっと大所高所で、いろんな政策の中でもこういった障がい者、高齢者対策というのには真剣に取り組んでいきたいといふふうに思っております。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

林業振興費についてお伺いします。

間伐促進作業道の支援事業補助金、また間伐事業補助金というのが、県補助事業減に伴うということで理由が書かれています。間伐促進作業道支援事業につきましては、当初予算578万6,000円のうち、今回515万2,000円ということで、ほとんど減額になり、また間伐事業補助金については、当初予算1,531万円のちょうど半分ですね、半分が減額になっておりますけれども、ここまでの大きな県の事業減という、その理由なり、また背景なりわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、間伐促進作業道支援事業補助金の減額に関しましてでございますけれども、当初予算で6,000メートルの要望をいたしまして、それに基づきまして予算計上をさせていただいてお認めいただいておりますけれども、そのうちの今回5,138.5メートルが国の高率補助金の対象事業ということで、県の補助事業から国の高率補助事業へ切りかわったために見込み延長が861.5メートルということでございまして、それに伴います減額でございます。

続きまして、間伐事業補助金の減額でございますけれども、これも間伐事業のかさ上げ補助に要する経費でございまして、施業見込み面積が、今、御質問のとおり、減となるということでの減額でございます。これにつきましては、前年度末に、予算計上の段階で県のほうに要望面積を、面積で要望しておりまして、それに基づきまして予算計上させていただいておりますが、今回、切り捨て間伐の面積に関しては対象外ということもございまして、その分の面積が、搬出をしない面積の減が施業面積の減につながることから、県での採択面積が減となったために事業費の減額補正をお願いするものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

作業道のほうについては国が変わったという部分で、トータル的には基本的に変わらないというふうに分かりますが、そうすると間伐事業の補助金については切り捨て、よく言葉わかりませんが、切り捨てる部分が対象外になったということで、そうすると、この間伐事業を市として進めていく上で、県がこういう改定をすることによってどのような影響が及んでいきますか。もちろん間伐

事業の施工できる面積が減るということはありますけども、そのことが山の管理とかにどういう影響を及ぼしてくるのかという部分と、それと県がなぜこういうことをやってるのか、わかりましたら結構ですが、お願いします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

1点につきましてでございますけれども、切り捨て間伐の間伐事業につきましては、今後、できるだけ搬出する方向で事業体のほうにお願いするということで、搬出できる部分については、搬出可能な限りしていただきたいということで事業を進めてまいりたいと思います。

あともう1点の県の関係につきましては、要綱の見直しということでの連絡といたしますか、通達が来ておりますけれども、それに至る経緯は詳細のところ今ははっきりわかっておりませんので、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

正直に申し上げて私もようわからない部分があつてまだ勉強中でございますが、県に間伐事業の、名前、ごめんなさい、正確な名前忘れましてけれども、間伐事業に対する計画ありますよね。市にもありますね。県のやつを見ておりますと、今、言われた切り捨て間伐の部分について、B・C材というのですかね、そういったものについても利用をどう進めていくかというのが今後の課題というふうなことが書いてありますけれども、そういった県がたしか21年度、22年度、今、見直しをしてきたのかな、済んだのかどうかわかりませんが、してきました。それに合わせて市の間伐の事業計画についても改定をされていくというその中で、さらに今の状況に合わせて、じゃあ本巢市のこの事業をどう進めていくかということが改めて再検討されるというふうに思えばいいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

今回、この事業のみでなく、森林環境税の絡みも多分に出てくると思いますけれども、切り捨て間伐をしなければならないという部分につきましては、かなり奥地で作業道もない、林道もないというような路網整備がなされていないところが主なところございまして、それに加えて所有者が小口ということで非常に集約化が難しい部分もございまして、その部分については今回の森林環境税の事業のメニューの中にも含まれてる部分もございまして、その部分については林業事業体の協力を得ながら事業の実施に向けて進めたいと思いますし、森林整備の計画自体もそれを踏まえまして今回もう一度見直す形になろうかと思っておりますので、森林整備計画につきましてははいま少し

時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○18番（鵜飼静雄君）

はい、結構です。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありませんか。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

一つ中村議員の御質問でちょっと私勘違ひをいたしてござりまして、ちょっと発言を訂正させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

はい、どうぞ。

○市長（藤原 勉君）

県等に障がい者等々のバリアフリーの工事の補助金があると申し上げましたけど、それは県等ではなくて、申しわけござりませんでした、広域連合で上限20万円のバリアフリー化の障がい者に対する補助金等々あるということで、ちょっとその辺を訂正させていただきます。よろしくお願ひします。どうも済みませんでした。

○議長（遠山利美君）

よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第49号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第49号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号 平成23年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第12、発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書についてを議題といたします。

発議第9号について、提出者に説明を求めます。

4番 船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書について、臼井議員、高田議員、村瀬議員の賛成を得て提出をいたしました。お渡ししてあります意見書の本文を読まさせていただきます。理由にかえたいと思います。

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

この防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が平成23年9月28日に取りまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望いたします。

記

1、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。

2、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日、岐阜県本巣市議会議長。内閣総理大臣様、総務大臣様、防災担当大臣様、男女共同参画担当大臣様。

以上であります。よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、説明がありましたこの意見書につきましては、女性の意見が具体的な施策に反映されていないので、防災会議に女性の視点から見たものを反映させるために、中央防災会議に3割以上の女性委員を登用すること。地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するために、有識者枠を設けるという内容でしたが、私も実は震災があつてから5月、8月、11月と、3回ほど現地出向いて仮設住宅とか、今避難して仮設住宅移りましたが前は避難所のところへ行って、いろんな被災者の方のお話も聞いてまいりましたが、やはりいろんな立場で困ったことがあるんですね。

例えば今回は女性のことを言われましたが、これは当然、男女で分ければ女性が半分でありますので当然かと思えますけども、お年寄りから見た意見、身障者から見た意見ではやはり足腰が悪い中、やっぱりそういう避難所とか仮設住宅にスロープをつくってほしいとか、そういったこともありますし、また若い人の意見では、やっぱりああいった中で共同で暮らすことへのプライベート空間のないこととか、いろんな意見、意見というか、お話を聞いてきました。

こういった方の意見も反映させるような防災会議を、もっと幅を広げて、女性に限らずそういったことも、弱い立場の人の意見を反映させるようなことも必要かと思えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

提出者、船渡君。

○4番（船渡洋子君）

この女性の視点という中に、今、黒田議員が言われたような老人、老人というか高齢者の方とか、また子どもさんをお持ちの方とか、また介護を要する方とか、そういった方の意見というのは一番かかわってるのが女性であるということで、そういったことも含めて、女性の視点ということで提案をさせていただいております。ですから、そういったことも検討をしていただけるようにということしていきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、同じような考えであることは述べられましたが、ぜひ船渡議員、これからそういったこともまた勉強していただいて、そんなような意見書が船渡議員の提案で意見書として取り上げられますことを期待しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へ戻ってください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第5回本巣市議会定例会を閉会いたします。22日間にわたり、大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員